被扶養者認定提出書類一覧表

書類の入手先		健保ホームページ		市区町村				就学先	現勤務先	前勤務先	税務署		金融機関	年金事務所	子の夫婦共同扶養の確認		備考
状況 （※1、※2、※3は欄外の説明を必ずご確認ください）				※1	別居中 ※1	結婚による申請			パート、アルバイト	1年以内退職 ※2	個人事業主 不動産収入 ※3	廃業	別居中	年金受給中	配偶者が社会保険加入中	配偶者が国民健康保険加入中	
提出書類 ※公的書類の交付申請は「個人番号（マイナンバー）は記載なし」を指定 被保険者との続柄		被扶養者異動届（追加）	被扶養者認定調書	世帯全員分の住民票（続柄記載必須）（個人番号記載なし）	戸籍謄（抄）本（被保険者との続柄確認）	婚姻届受理証明書	（非）課税証明書（収入欄記載必須）	『学生証（写）』又は『在学証明書』	『給与明細書（写）』直近3か月分又は雇用契約書（写）	退職証明書等	『確定申告書（写）』及び『収支内訳書（写）』又は『青色申告決算書（写）』	個人事業の『廃業届出書（写）』	送金額を証明する書類（写）直近3カ月分（手渡しは不可）	最新の『年金額改定通知書（写）』又は『年金振込通知書（写）』	配偶者の『源泉徴収票（写）』	配偶者の『確定申告書（写）』	
配偶者	無職・無収入	○	○	○		○	○						○	○			・内縁の配偶者の場合、住民票の続柄が「未届けの妻（夫）」であること ・「同居人」の場合は認定不可
	無職(申請日から遡って1年以内の退職者)	○	○	○		○	○			○		○	○	○			
	就労中	○	○	○		○	○		○		○		○	○			
子	16歳未満	○												○	○	○	・被保険者の配偶者が被扶養者でない場合、夫婦共同扶養の確認が必要
	16歳以上の学生	○	○	○	○			○						○	○	○	
	16歳以上の学生以外	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
父母・祖父母（血族）	無職	○	○	○	○		○						○	○			・認定対象者と同居している者全員の収入に関する証明書の提出が必要。ただし、学生以下の者は不要 ・認定対象者とその配偶者が別居している場合は、配偶者の収入に関する証明書の提出が必要 ・世帯分離は別居扱い
	無職(申請日から遡って1年以内の退職者)	○	○	○	○		○			○		○	○	○			
	就労中	○	○	○	○		○		○		○		○	○			
兄弟姉妹孫（血族）	16歳未満	○	○	○	○									○			・優先扶養義務者の確認のため、認定対象者と同居している者全員の収入に関する証明書の提出が必要。ただし、学生以下の者は不要 ・被保険者の扶養親族として認定を求める理由を、被扶養者認定調書に明記
	16歳以上の学生	○	○	○	○			○						○			
	16歳以上の学生以外	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○			
上記以外の親族（同居が必須）	16歳未満	○	○	○										○			・優先扶養義務者の確認のため、認定対象者と同居している者全員の収入に関する証明書の提出が必要。ただし、学生以下の者は不要 ・被保険者の扶養親族として認定を求める理由を、被扶養者認定調書に明記
	16歳以上の学生	○	○	○				○						○			
	16歳以上の学生以外	○	○	○			○		○	○	○	○		○			

※1　被保険者が会社都合により単身赴任している場合は、同居として扱う。この場合、認定対象者が「配偶者又は子以外の者」であるときは、被保険者の配偶者又は子と同居していることが必要
子が通学のため親元を離れて下宿等している場合は、同居として扱う

※2　退職証明について
申請日から遡って1年以内の退職者の提出書類は次のとおりであり、（3）～（5）の場合は、被扶養者認定に係る誓約書（健保指定書式）の添付が必要

	提出書類
（1）雇用保険未加入	退職証明書（雇用保険に未加入であったことが記載されているもの）
（2）失業給付受給終了	受給終了印のある雇用保険受給資格者証（写）
（3）失業給付受給中	雇用保険受給資格者証（写）＋被扶養者認定に係る誓約書（HPよりダウンロード）
（4）失業給付申請中、または受給しない	雇用保険被保険者離職票1・2（写）＋被扶養者認定に係る誓約書（HPよりダウンロード）
（5）失業給付を受給延長する	雇用保険被保険者離職票1・2（写）＋雇用保険受給延長通知書＋被扶養者認定に係る誓約書（HPよりダウンロード）

住民票など各証明書は、発行日から3か月以内のものを提出してください。

提出書類だけで生計維持関係の確認が困難な場合には、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※3　（1）　自営業を新規に開業した（又は開業したが、未だ確定申告に至っていない）場合は、「事業計画書」（写）又は「開業届」（写）を提出
（2）　自営業を廃業した場合は、「廃業届」（写）又は「念書」を提出
（3）　認定対象者が自営業の場合、その収入とは『総収入－直接的必要経費』とする。直接必要経費とは、生産活動に要する原材料等仕入れに要する費用（仕入原価、材料費、加工等外注費）を指し、水道光熱費・交際費等の間接経費は含めない